

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 森 誠一

1 日 時

平成30年6月21日（木） 午後2時30分から
午後4時12分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、鴛海豊、土居昌弘、元吉俊博、小嶋秀行、久原和弘、桑原宏史

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 中島英司 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第68号議案のうち本委員会関係部分及び第77号議案については、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第80号議案については、可決すべきものと土木建築委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 指定管理者の更新について、有害鳥獣害対策の取組について及び新規就業者の状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主幹 秋本昇二郎
政策調査課政策法務班 主幹 光延慎一

農林水産委員会次第

日時：平成30年6月21日（木）14：30～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

14：30～16：25

(1) 合議議案件の審査

第 80号議案 大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の制定について

(2) 付託案件の審査

第 68号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

第 77号議案 大分県みかん園検査条例の一部改正について

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①漁業公社国東事業場の種苗生産施設について

②農商工連携の取組状況について

(4) 諸般の報告

①指定管理者の更新について（大分県民の森）

②有害鳥獣対策の取組について

③新規就業者の状況について

④漁業調査船「豊洋」の代船建造について

⑤平成29年度へ繰越した28年度予算の再度繰越（事故繰越し）について

(5) その他

3 協議事項

16：25～16：35

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、農林水産委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件及び土木建築委員会から合議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、土木建築委員会から合議のありました第80号議案大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の制定についてのうち、農林水産部関係部分について執行部の説明を求めます。

中村漁港漁村整備課長 第80号議案大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例の制定について御説明します。

議案書は31ページですが、お手元の資料により説明します。委員会資料の1ページをお願いします。

1 経緯を御覧ください。

東日本大震災において、プレジャーボート等の放置艇が被害を拡大させたことを受け、国は平成25年にプレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画を策定し、10年間で放置艇を解消することを目標としています。本県においても、放置艇数は4千隻を超え、船舶航行の支障や生活環境の悪化、漁業活動への影響などが懸念されており、係留保管の適正化が求められています。農林水産部所管の漁港の適正管理にあたっては、プレジャーボート対策は重要な課題の一つであります。

放置艇ゼロに向けては、まず、河川、港湾、漁港の3水域連携で放置艇対策を進めていくという県の考えを条例の形で明確化し、関係者の理解を得ていく必要があると考えています。条例案の検討にあたっては、土木建築企画課を事務局に、県漁協を含む関係者からなる条例案検討会を昨年12月に設置し、議論を重ねてきました。パブリックコメントを実施した上で、本

年5月に条例案を取りまとめ、本議会に提案させていただきます。

2 条例の概要を御覧ください。

まず(1) 目的ですが、プレジャーボート等の適正管理を進め、係留保管の秩序を確立することで、県民生活の安全の保持、良好な生活環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーション活動の健全な発展といったことを盛り込んでいます。

次に(3) 責務ですが、第3条から第5条においてそれぞれ関係者の責務を記載しています。その中で県の責務については、国、市町村などと連携しながら、総合的な施策を推進することとしております。農林水産部の関係で言いますと、県が管理する漁港だけでなく、市町村管理の漁港についても連携して対策を推進してまいります。また、所有者等に対して適正な係留保管の指導や広報・啓発活動に取り組むこととしています。

(4) 放置の禁止については、第6条において、何人もプレジャーボート等を放置してはならず、又は放置する者に協力してはならないと規定しました。

(5) 適正化推進区域については、特に重点的かつ優先的に取り組む必要のある区域、例えば、放置艇が多く無秩序に係留されている区域などを指定することとしており、指定区域では係留保管場所の確保に努めるとともに、移動又は撤去に係る指導を徹底することとしています。

本条例の施行については、一定の周知期間を設け、平成31年4月1日を予定しています。なお、今後については、平成32年度までに漁港管理条例の改正により具体的な規制の方法などを規定したいと考えています。その後、船舶所有者等の理解を深めた上で、34年度までに全県での放置艇ゼロを目指して取り組んでまいります。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから

質疑がございましたらお願いします。

久原委員 合い議案件で、どこと合い議しよるの。

中村漁港漁村整備課長 土木建築委員会でございます。

久原委員 そんならどっちが主体になるのかな。農林水産委員会が関わるのは、漁港で漁業に従事している人や漁船の放置艇のことやないの。中に書いてあるプレジャーボートちゅうのは、レクリエーションの活用やろう。そんなんに関わらにゃ悪いんかい。

中村漁港漁村整備課長 現在、漁港の中にもプレジャーボートが入っております、係留場所においては、航行の支障や漁業活動に影響することが懸念されておりますので、今後、適正管理に努めていかなければならないということで、漁港も3水域として参加しております。

久原委員 それは分かる。じゃけど、どこが主体になってやるんか。これは4, 600艘もあるのに、土木じゃ、ほら、農林じゃないち、こうやりよったら何ぼたってんでけんよ。どうかなこれは、土木と農林じゃねえような気がするけど、そう思わんかい。

中村漁港漁村整備課長 今、河川と港湾と漁港という三つで行っておりますが、漁港等の既存施設も若干の余裕等がありますので、既存施設をいかした中で船を融通して適正な管理、泊める場所を提供していきたいと考えております。

久原委員 いいけどな。いいけど漁港なんか言ったって限りがあるじゃろうが。そしたら泊められん場合はどうするの。

中村漁港漁村整備課長 利用者等に適正管理を促していく中で区域を指定して、かなり広範囲においてでも船を融通して、ある程度きちんと施設に泊める形を作りたいと考えています。

久原委員 委員長、これはやっぱり問題がありすぎるわ。ここじゃなくて、本当に管理するところをどこか決めてやらんと無理よ。

中島農林水産部長 今、漁港漁村整備課長からも御説明申し上げましたけれども、管理に関係するところは土木建築部の河川と港湾になりま

す。それと、ここの漁港関係ということになりますので、このどちらが主体的にやるかというところで、今一番支障の生じているのが河川で放置艇が生じている。それは土木建築部になりますので、土木建築部が主体となって農林水産部と協議しながら、この条例案を作り上げたということでございます。

ですから、土木建築部と農林水産部、しっかり連携してやってございますので、土木が主体となってこちらに合い議があったということでもありますから、その辺のところを御理解をいただければありがたいなと思っております。

森委員長 よろしいですか。

久原委員 これはやっぱり生活環境かなんかじゃわい。無理じゃわ。

中島農林水産部長 許認可等々をしておるのが土木建築部であり、農林水産部ということになりますから、これがどこの所管課ということになると、それはもう生活環境部ということではないと思います。やはり、どちらかの部であるかということだと思いますので、今回はやはり放置艇の問題が多い土木建築部が主体となるというのが私としても妥当と。決して生活環境部ではないんじゃないかなと思っております。

森委員長 よろしいですか。

久原委員 もういい。

元吉委員 放置艇が4, 600隻となっておりますけど、例えば、漁港だとか港湾口に泊めてありますよね。所有者がちゃんとおって、管理もきちんとしているというのも、この放置艇の中に入っているんじゃないですか。

中村漁港漁村整備課長 放置艇というのを、どういう定義にしているかといいますと、正当な権原に基づき係留保管を行う場所以外に係留している状態としておまして、放置という言葉から沈廃船等を思い浮かべますが、今回の放置艇とは、漁港区域内に係留するにあたり、適正な手続を経っていない船を指しております。

元吉委員 実際、この4, 600隻中の多くは、多分船を持っている人が勝手に泊めてないと思います。例えば、港湾の港であっても、漁港はなおさらなんですけど、必ずその漁協を通して、

漁協にちゃんと停泊賃を払っていると思うんですよ。これはもちろん県には一銭も入ってこないでしょうけど、そういうふうきちんとして管理している船も含めて4,600隻、これをどうするかという論議になると非常に難しいんじゃないかと思うんです。

例えば、裏川みたいなのは、それこそもう勝手に無断で泊めているというのがほとんどじゃないかと思います。放置艇もあそこは相当あると思うんですけど、そういう、もう所有者がほったらかしている、管理もしないという放置艇がどのくらいあるのか。あるいは、漁協に停泊賃を納めて本人が管理していると、あるいは漁協の組合員の人に管理をきちんとしてもらっているという部分の船がどのくらいあるかというのを、まずそれをきちんとして調査しないと、なかなか整理がつかないんじゃないかと思います。

例えば、別府の亀川漁港でしたら、確かあそこは高いです。年間に5万円ぐらいします。普通は2万円とかそこらなんですよ。また、佐賀関の病院の裏は確か港湾です。本当に大分県中で一番いい泊め場所なんです。なぜかという、ポンツーンに直接泊めますので、干満の差もなく使えらる。しかも、あそこは無料です。そういったばらつきがいっぱいあるので、ただ単に4,600隻が直ちにどうこうというよりも、問題はきちんとして管理している、あるいは管理者がいる、あるいは漁協の許可を取って停泊賃を納めてやっているという船と分けないと、今後の取締りの上では非常に難しいんじゃないかという気がしているので、そこら辺はどういうふうな処理をするつもりなのか、ちょっとお伺いします。

中村漁港漁村整備課長 漁港の漁船につきまして、今、漁協との関係の話が出ましたが、多分任意の取決めで、ある程度場所はここら辺がいいということになっていると思います。

問題としては、漁港管理者である当課が、プレジャーボートの持ち主の把握が完全にできていない。そういう中で、船が沈んだりとか、船が傷んできたときに、相手に対して指導ができないということが問題だと思っております。そ

れで、今後はきちんと許可制にし、持ち主を把握する。その船がどこにどういう状態で泊まっているかというのを管理者である県が把握することがまず大事だと思っております。

森委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）

桑原委員 ちょっと今の質問と関連するんですけども、河川、港湾、漁港の3水域連携ということなんですけれども、この条文上にある係留保管場所、例えば、漁港と漁協と、じゃ、ここを使わせましょうかとなったとき、そこも係留保管場所となって、漁港に関しての使用料の徴収とかが一元化できるんですかね。

中村漁港漁村整備課長 平成28年から各漁港で現況調査に入っております。まだ数字的には全てまとまっていませんが、調査に入っております。そういう中で、場所に関しては、まず泊められる岸壁などの係留場所をあてることにしております。そのほかに港の中で漁業活動に支障がない場所——護岸等で泊められるんだけど漁業活動には支障がないというところも割当てていきたいと考えております。

料金につきましては、県の施設の使用料金ということで、当課から徴収するような形をとっていきたくて考えております。

桑原委員 現状で、例えば実質プレジャーボートなんですけれども、漁協の準組合員になって船を泊めていると。そういった場合もあると思うんですけども、そういったものはもうやめさせて、県が一本化して徴収するということがよろしいですか。

中村漁港漁村整備課長 今、漁船として登録されたものは、全て最初に県に届出されます。

そういう中で管理されているということですから、漁船は現在、放置艇対策の放置というところには含んでおりません。

中島農林水産部長 今回、御提案させていただいたのは、プレジャーボートの適正化に関する条例ということで、これは個別に今、どういう管理をして、どのくらいお金を取って、誰がどうするということまで決めているものではありません。やっぱり秩序が今、なかなかできて

いないから、これからやっ払いこうという理念
条例というものでございます。

冒頭に中村課長から御説明したように、では、
今後これを具体的にどうしていくか。いろいろ
河川、港湾、漁港で課題も違います。そういつ
た中で管理するところも違います。漁港も県管
理漁港もありますし、市町村の管理漁港もござ
います。そういつたところで、どういつた管理
の形態で、どういつ許認可制を導入していくの
か、あるいはどういつふうにご利用金を設定す
るか、そういつたところをこれからよく議論し
て、冒頭申し上げたように平成32年度までに、
農林水産部で言いますと漁港管理条例を改正し
てやっ払いくと。それまでに、皆さま方に意見
を聞いたり、当然土木建築部とすり合わせたり
とかいつたところをやりながら、具体的な方策
を決めていくといつた考えでございます。

桑原委員 さきほど私が申し上げたような実態
はあると思うんですね。だから、実態調査をし
っかりして、公平性がしっかりと担保できるよ
うな形で運用をお願いしたいと思ひます。要望で
す。

森委員長 そのほか委員の皆さまからはいいで
すか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、ほかに御質疑等もないの
で、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原
案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に
回答することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委
員会関係部分については、原案のとおり可決す
べきものと土木建築委員会に回答することに決
定いたしました。

以上で、合ひ議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第68号議案平成30年度大分県一般
会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部
分について、執行部の説明を求めます。

中島農林水産部長 平成30年度大分県一般会
計補正予算（第1号）のうち、農林水産部関係

について御説明いたします。

資料2ページをお願いします。

（1）予算の太枠で囲ってある、30年度6
月補正予算案の計（イ）にありますように、今
回農林水産部では1事業20億円を計上してい
ます。

補正内容につきましては、資料下段の（2）
事業の概要を御覧ください。

この災害関連緊急治山事業では、中津市耶馬
溪町金吉で発生した斜面崩壊に対する本格的な
復旧工事を実施するものです。これに先立ち、
河川への土砂流出などを防止するための応急工
事を出水期に間に合うよう実施してきたところ
でございまして、この6月3日に完了しており
ます。

3ページに応急工事の概要をお示ししており
ます。この3ページと4ページの現況写真を見
比べながら御覧いただければと思ひます。

3ページの中央の下側、紫色の四角の点で線
状に並べているのが①大型土のうであります。
ピンクで着色されたところとオレンジで着色さ
れたところ、中ほどですがこれの間に緑色の線
がございまして、これが鋼製防護柵というもので
ありまして、これを設置して降雨等による二次
被害を防いでいるところでもあります。また、山
腹の侵食を防止するため――昨日も随分降りま
したけれども、こういつた山腹の侵食を防止す
るために、ピンクで着色した斜面に④仮設吹付
工を実施したところでもあります。また、斜面の
両側に黄色の四角と線で示していますが、山腹
の両側から⑦横ボーリングを行い、水抜きをす
ることで斜面を安定させているといつた工事を
しています。

現在、本格的な復旧工事に向け、地質構造を
詳細に把握するための縦ボーリング10か所ほ
どを行い、地下水位等の計測を実施している
ところございまして、今後、学識経験者からなる
検討委員会でデータ分析し、発生メカニズム
等を明らかにすることとしています。検討委員
会からは8月末をめどに中間報告をいただき、
これを踏まえ9月には本格的な復旧工事に着手
する予定でございまして、こういつスケジュール

感で取り組んでまいります、国による事業採択後、直ちに工事着手できるよう、今回、必要な工事費を6月補正予算として措置させていただきたいと考えています。

予算額でありますけれども、斜面崩壊のメカニズムの全容が判明していない段階ではありますが、現地での調査でありますとか専門家の意見、また、これまでの復旧工事の経験等を踏まえ、復旧工事に必要と考える崩壊面と地下の岩盤を固定するアンカー工や法面工、ワイヤーネットを設置する落石対策工などを想定し、この20億円を計上しています。

工期については、現時点で見込みを立てることは難しい状況ですが、一日も早い復旧を目指して、原因究明調査やその後の本格的な復旧工事に全力で取り組んでまいりたいと思います。

なお、復旧工事は年度をまたがる可能性もあることから、過去の災害関連事業の実績等を踏まえ、繰越限度額として14億1,800万円を設定したいと考えています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから御意見がありましたらお願いいたします。

土居委員 この工事自体ではないんですが、牛舎がやられて牛も亡くなっていると。畑も自衛隊が来てテントを張っている等々、引き揚げたところもあると思うんですけれども、そういったところへの支援というのはどのようになっているんでしょうか。

太郎良地域農業振興課長 各振興局の普及指導員が、中津市や関係機関の方々と協議を進めながら実態把握、被害の実態調査とか、あとはその地域の方々の要望を聞きながら。適切に要望を聞いた中で、関係生産原課と事業ができるかできないかとか、そういう協議を進めながら事業を適切に進めております。

茶園畜産技術室長 牛舎につきましては、今、他の肉用牛農家の方を借りて、経営を再開するという計画になっております。これについては、一部補修等が必要な場合は、一応、事業の対象として取り組む予定としているところでございます。

また、牛についても6頭ほど死亡しましたけれども、それについても導入の希望があれば、事業の対象として取り組む予定としております。**加藤農地活用・集落営農課長** 水稻の作付けでありますけれども、本年度は中津の公社に水稻の作付けをお願いして、もう既に定植、移植が終わっております。

あと、収穫に向けては、これから本人が収穫するのか、また公社をお願いするのかというのは普及員を通じて支援しておりますし、再建に向けても、今、市役所を窓口協議しているところです。

土居委員 引き続きよろしく申し上げます。

森委員長 そのほか委員の皆さまからございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 農林水産部が今回耶馬溪災害の主管部局となっております。これまでも復旧にあたって、いろんな御尽力をいただいておりますが、今後も早期復旧に向けての御尽力をよろしくお願いいたします。私どももしっかり努力してまいります。

それでは御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第77号議案大分県みかん園検査条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

太郎良地域農業振興課長 資料の5ページをお願いします。第77号議案大分県みかん園検査条例の一部改正について御説明いたします。

まず、1条例の概要ですが、現行の大分県みかん園検査条例はミカンバエのまん延を防止し、みかん生産の助長に寄与することを目的として、県独自に制定したものです。

この害虫は果実内部に幼虫が寄生することから、仮に被害果実が流通し消費者の目に触れた

場合、県産みかん全体のイメージダウンにつながる恐れがあります。このため本県では、温州みかん及び小みかんを栽培している果樹園における害虫の発生状況を把握するための検査や発生園での防除措置に関する事項等について、条例で規定し、関係者が一体となって発生防止等に努めてきたところでございます。

次に、2改正の背景を御覧ください。近年、ミカンバエの被害が、現行条例で想定していない温州みかんや小みかん以外のかんきつ類でも確認されています。また、発生のおよそ8割は出荷を目的としない園や未収穫園が占めており、生産者の努力だけでは発生抑制が困難な状況となっています。

3改正の主な内容でございますが、(1)のとおり現行の温州みかん、小みかんに加えて他のかんきつ類も対象にすることや出荷を目的としない園等についても、検査及び防除措置を講じることができるよう対象範囲を拡大します。また、(4)にあるとおり防除措置の命令内容について具体的に明記するとともに、その命令等を拒否した場合の罰則について、(5)のとおり現行の3万円以下の罰金又は料金は刑法上の刑罰であり、容易に使えるものではなかったことから、行政上の軽微な義務違反である5万円以下の過料に改正し、実効性を確保するものです。

なお、県民への周知や準備期間を考慮して、施行日は、平成30年9月1日を予定しております。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

元吉委員 初めて見るんですけど、実際にこの幼虫が入ったみかんが消費者の目の前にあったという事例は何回かあるんですか。

太郎良地域農業振興課長 ここ10年ほどは、本害虫による被害果が一般に流通した事例はありませんでした。ただ昨年、県下の小学校で給食に提供されたみかんで、被害果が混入した事例が2件発生したところでございます。(「はい、分かりました」という者あり)

森委員長 そのほかよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、ほかに御質疑等もありませんので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、去る5月9日から30日にかけて実施いたしました県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

中島農林水産部長 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

森委員長をはじめ、委員の皆さまには、5月9日から5月30日にかけて、県内各地の農林水産部関係地方機関及び農林水産業関係施設に足を運んでいただき、その際に調査、御指導、御助言をいただき、大変ありがとうございました。

また、中津市耶馬溪町における山地災害についても、現地を確認いただき、重ねて感謝申し上げます。

本日は、事務調査のまとめの報告といたしまして、委員長とも事前に御相談した漁業公社国東事業場の種苗生産施設及び農商工連携の取組状況について御説明申し上げます。

説明は担当課長から行いますので、よろしく願いいたします。

景平水産振興課長 漁業公社国東事業場の種苗生産施設について御説明申し上げます。資料は6ページをお願いします。

1の種苗生産施設の状況にありますとおり、本県では県が整備した施設を使用して、漁業公社が国東と上浦の2か所で、それぞれの海域に適した魚種の種苗生産を実施しております。

この漁業公社による種苗生産については、2の種苗生産体制の検討経過にありますとおり、これまで体制の見直しについて検討を進めてまいりました。検討の契機となったのは、平成21年から25年にかけての赤字決算であり、病気による生産不調や燃料費の増大などにより4

事業年度で多額の赤字が生じ、漁業公社の経営が悪化しました。このため、県では平成26年度に公認会計士などによる検討会に、経営の黒字化へ向けた見直し方策の検討を依頼し、生産魚種の絞り込みや月次決算の導入等の経営管理手法の改善、国東事業場の上浦への統合などの提言を受けました。漁業公社では、この提言も踏まえ、一部魚種の生産中止、種苗価格の改定などの経営改善対策を講じた結果、平成26年度の決算からは黒字に転換いたしました。

一方、今後の種苗生産体制については、平成27年度に策定された大分県行財政改革アクションプランに基づき、平成28年度から29年度にかけて漁業者や地元市町村の代表を交えた検討委員会を設け、さらに検討を進めてまいりました。検討の過程では、老朽化が著しい国東事業場の取扱いが焦点となり、上浦1場体制や豊後高田市の浅海チームでの種苗生産の可能性等についても比較検討しました。しかし、国東事業場で生産しているガザミやマコガレイなどの魚種については、水温等の条件として現在地が最適であり、漁業者のニーズに応え、安定した生産を継続していくためにも現行の2場体制を維持し、現在地での建て替え等を検討することが適当であるという結論に達し、本年1月に公表したところです。現在、種苗生産に支障が出ないよう建て替え等について規模やスケジュール、財源等について内部で検討を行っているところです。検討状況については、適宜、委員の皆さまに報告させていただきながら取組を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

後藤おおいたブランド推進課長 それでは、農商工連携の取組状況について御報告いたします。資料の7ページをお願いいたします。

まず、1を御覧ください。

ライフスタイルの多様化により食の外部化が進み、加工・業務用の需要が拡大する中で、農商工連携においてもマーケットインの発想の下、地域資源を活用した新たな価値を創出していく取組として農林水産業活力創出プラン2015で位置付けています。

次に、2農商工連携の主な事例を御覧ください。

まず、青汁の原料となる大麦若葉は、健康志向の高まりの中、県北地域の食品企業を中心に契約栽培が行われています。企業が生産者に収穫機械を貸し出すなど機械化を進め、産地拡大を行い、栽培面積は平成23年の237ヘクタールから28年には390ヘクタールと5年で約150ヘクタール拡大するなど全国でも有数の産地となっています。

また、今回事務調査をいただいた豊後大野市の株式会社フレッシュグルメでは、ほうれんそうなどを農業生産法人や集落営農組織と連携して生産し、契約栽培面積は既に約60ヘクタールに伸びています。企業が設立した農地所有適格法人が播種や収穫作業を請け負い、生産者の作業支援を通じて生産効率を上げています。今後、工場増設も計画されており、県も企業や市町村と連携し、産地の拡大を進めてまいります。

次に、四つ目の株式会社中津もぎたてファクトリーは、農業者や集落営農組織、商業者が共同で会社を設立しております。生産者は、機械を共同利用することで、小松菜などの加工野菜の栽培に取り組みやすい仕組みとなっております。

こうした農商工連携の最大のメリットは、安定的な販路を利用できることです。一般市場流通とは違った契約取引や加工・業務ならではの多収品種や調整・選別作業の簡素化、機械化など、徹底したコストダウンや労力削減により、生産者の収益向上が可能となります。

今回、例としてお示した品目間の所得をおおざっぱに比較しますと、米を1とした場合、大麦若葉や高菜などは約2倍、ほうれんそうや小松菜は約3倍となります。ほうれんそうや小松菜は約2か月から5か月の中で収穫できるため、品目の組み合わせなど圃場の回転率を加味すると、さらなる所得の増加が期待できます。

3の今後の方向性ですが、一つは食品企業のニーズに応じた新たな産地育成・拡大を行っていきます。二つ目として、地域資源のフル活用などによる新商品の開発を支援してまいります。

そして、加工食品の原料原産地表示の導入を好機として、食品企業と連携した産地づくりを積極的に進め、食品加工における付加価値額の目標としている149億円の早期達成を目指してまいります。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議員の皆さまから御意見がありましたらお願いいたします。

では、私から1点。今、農商工連携の取組状況について御報告いただきました。

フレッシュグルメの例もございましたけれども、今、小松菜、ほうれんそう等が現在60ヘクタール、これから100ヘクタールを超えて豊後大野市、また竹田市等を中心に作付けを拡大していくという中で、これは現場でも議論させていただいたんですけれども、いわゆる集落営農法人ですとか農家の方々は、今豊後大野市、竹田市の戦略品目等も扱っているかと思うんですけれども、多分そちらの栽培よりも露地のこういった比較的作りやすい、収益性のある作物に生産者もシフトしてしまうのではないかと。一方で、戦略品目もしっかり作っていかねばならないと、どうしてもやっぱり手がかからなくて収益がある方に流れていく可能性があるんじゃないかということで現場でも議論させていただいたところであります。

これは、大分県のこれからの農政のプランにも影響のあることだろうと思うんですけれども、その辺りについて、今回のこういった農商工連携での取組は非常に歓迎すべきことなんですけれども、戦略品目とこういった作りやすい露地野菜の拡大もバランスをとっていけるのかどうか、その辺りについて御見解をお聞かせください。

後藤おおいたブランド推進課長 まず、御心配の食品企業は、やっぱりそれなりに生産力を上げていくために生産力をどんどん増強していきますけれども、一方で、過去には失敗事例も実はございました。

フレッシュグルメではございませんけど、別の企業が、やっぱり同じようなことに一度チャレンジしたことがあります。そのときの失敗

事例は、食品企業の機械の生産能力と生産者とのマッチングが上手にいかず、収穫時期が重なり、機械能力を上回る収穫量が一気に工場に持ち込まれて、工場も受取拒否せざるを得なかったというようなことがございました。

今回、フレッシュグルメはそこら辺を加味して播種から計画的に行い、収穫も工場の生産能力に合わせたものを前日にきちっと収穫して、うまくそこは生産と加工をリンクさせていくような状態で作業を進めております。

ですから、100ヘクタールを超える計画は既に企業もお持ちですけれども、今度第2工場をいつ造り上げるかによって、次の100ヘクタールを超える産地化に向けた取組という形で企業と産地がいかに連携できて、計画生産、計画播種と企業の作業スピードがマッチしていくかが今後の鍵となると思っております。

森委員長 例えば既存の、豊後大野だとピーマンとかかんしょの生産拡大を目指しているんですけれども、そちらから集落営農法人等も工場等が作りやすい品目にシフトいくんじゃないかという部分での、それに対する対応をどうしますか。

後藤おおいたブランド推進課長 確かに、より安定した品目にシフトしていくことも考えられます。今、実際にピーマンですとか、既に高収益作物がやはり新規就農者の中で3反とか5反とか、取り組みやすい環境で生産所得を上げております。さきほど米と比べた所得をお話し申し上げましたけれども、やはりまだまだ、誰もが取り組んで、この加工業務用野菜だけで所得を得て、経営が成り立つというのは非常に厳しいと思っております。

実際はフレッシュグルメの中でもキーとなる方は、既に10ヘクタール以上の面積を栽培しております。じゃ、誰もが10ヘクタールを超えた栽培面積で企業と契約できるかという形には、そうそうはならないと思っておりますので、そこは大規模集約型の農業の展開と、一方で、集約型の園芸品目の展開とを両方をきちっと区分けしながら展開していくことが肝要と考えております。

伊藤園芸振興課長 今の御質問で、大面積はやはりこういった加工野菜とかで面が潰れていくんですけども、農家を個々自立させていくという面では、やっぱり施設園芸——ハウス物ですが、竹田市ではトマトですとか、豊後大野市のピーマンといった園芸品目を柱として推進していくというのが一つの方向であると。それと面を広げていくということで、こういった加工野菜も一つの品目として成り立つんじゃないかということで、両にらみで推進していきたいと思っています。人や土地など同じところを取り合うという面もありますけれども、そういった柱はぶれないようにして推進していきたい、これは頑張っていきたいと思います。

森委員長 よろしくお願ひします。

桑原委員 ここで示していただいている5事例で、付加価値の額というのがどれぐらいになるのかを教えてください。

それと、事例1に3社入っていますけど、これはそれぞれ別ということでよろしいですか。

後藤おおいたブランド推進課長 事例でお示した中で、フレッシュグルメ、中津もぎたてファクトリー、ふるさと館は、平成29年度に新しく工場ができたばかりでございますので、これから付加価値額が期待できるものと思っております。1年後、2年後に成果が出てくるものと思っております。

1の大麦若葉なんですけれども、これは主な企業3社、ヤクルトヘルスフーズ、佐々木食品、日本薬品開発と3社を併記しております。

面積的には、上から順番に多い順で並べさせていただいておるところでございます。

桑原委員 この一番下にある食品加工の付加価値額というのは、全て農商工連携で出た付加価値額ということでよろしいですか。

後藤おおいたブランド推進課長 全て農商工連携というわけではございません。食品産業として、工業統計の中でそれぞれの業態に合わせて付加価値率が決まっております。工業統計の中で付加価値額が出ます。その中で、私どもとすれば、県産割合は何%それぞれ使ったかにより、大分県産品の割合から工業統計で推測した

形と企業への聞き取りをして、県内農林水産物を使った付加価値額として、この目標額を定めているところでございます。

森委員長 よろしいですか。（「まあ、また聞きます」という者あり）

元吉委員 国東の漁業公社の事業所の海水の取水口というのは、当然海からということですよ。どこ辺か分かりますか。

影平水産振興課長 近くに川があるんですけど、その河口のところに取水口を設けております。

元吉委員 いつも海水があるんですか。

影平水産振興課長 海水が常時あるところから取水しております。

元吉委員 それで、早く建て替えをしてあげないと相当不便ですけども、何かあそこだけに建て替えるのはもったいないような気がすると思いますか、例えば、観光用とか——できるかどうかわかりませんよ。それとか、子どもたちの学習用の施設を兼ねたようなもので、もうちょっと海べたに持ってきて、今のところでもいかに分らんけど、何かそういう、せっかくああいう施設、試験場ですから、そういうことはほとんどやっていないと思うんですけど、なかなか一般の人や子どもたちとかが目にしな施設なんで、建て替えるときに何かそういうことはできないかも検討していただいたらありがたいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

影平水産振興課長 実は、あの場所が国東市の建築規制を受けるエリアになっておまして、漁業公社の建て替えも、その規制の対象になるということです。そこをいかにして解決するかということを国東市と協議しながら進めておまして、まだほかの用途については、検討したことはございません。

森委員長 よろしいですか。

元吉委員 単なる願望で、いいです。

桑原委員 ちょっといいですか、ごめんなさい。

さきほどの続きなんですけれども、この創出プラン2015で、方向性として一番上に6次産業化などを通じて新たな価値を創出するので、この2015年の付加価値額が129

億円、35年の目標額が149億円、この20億円を6次産業化を通じて作るということでしょうか、目標は。

後藤おおいブランド推進課長 このプランの目標の大きい考え方としては、全体算出額の中で、素材そのものは減っているんですけども、状況としても、中食、外食は非常に伸びております。その伸びている中食、外食の分で一次産品が非常に使われているんですけども、そちらの分のカウントが全然今までされてこなかったもんですから、その分を付加価値額として産出額にプラスして、新たな創出額という概念で県独自で定めております。あくまでもこの食品加工の付加価値額というのは、そういった食品企業がそういった県産品を利用して、より付加価値の高い商品を生み出して中食、外食の中で、食品製造額そのものが伸びていくうちの一部を付加価値額としてこの中でカウントしていくということでございます。

森委員長 よろしいですか。（「はい」と言う者あり）所管事務調査全般でお気付きのことがありましたら、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 今回の所管事務調査では、現場でいろんな御意見を聞かせていただきました。その中で、佐賀県においては、佐賀県漁協が取り組んでおります、いわゆる担い手育成の仕組みについても勉強させていただいているところです。

その中で現場の若い青年の方々、実際、その親方の下を離れて漁業に取り組んでいく若い方々と意見交換を私どもさせていただきました。

その中でいろんな課題を現場でいただいたところです。それは、担い手育成に関するシステムの中で、親方ごとに捕る魚種が違ったり、例えば、関さば・関あじだけを教えてくれる親方のところについていた人もいるし、タチウオしか捕らない親方のところについて1年間勉強する。

また、マニュアルとか、基本的なそういった事項も十分教えられないまま1年間たって、一人立ちしなければならない。さらに、生活環境においては、いわゆる水洗トイレもないような

家に住んで、そこに家族で移ってきた方も、まず生活のところから非常に困ったというお話も実際に聞かせていただいたところです。

県の助成もいづらかこの担い手育成には入っているかと思うんですけども、現場の状況を私ども生でお聞きして、これはいろいろと解決しなければならない、また、大分市等々と連携をしっかりとしていかなければならない。漁協と連携していかなければならない課題があるなど認識したところでございますけれども、その調査の状況は、もう執行部も把握されているかと思うんですが、それに対して今、コメントがありましたら、よろしくをお願いします。

影平水産振興課長 佐賀県のIターンの漁業者については、実は全国で非常に注目されています。離職率ゼロという——通常定着率というのは3分の2らしいんですが、そのような実績があり、いろいろ注目を浴びている地区であります。

佐賀県の一本釣りに関しては御案内のとおり、アジ、サバやブリ、イサキ、タチウオなどのいろんな魚種を漁獲対象としておりまして、安定的な経営のためには、各魚種の技術を身につけておく必要があると認識しております。

研修生も一通りの魚種について指導を受けることが望ましいと考えているのですが、ボトルネックとなっているのが指導する親方の確保です。実際に研修生の指導となると、安全を確保しながら、また、自分の操業を制限しながら教えるということ、1年間で一人前にするという自体も非常に負担が大きく、なかなかベテラン漁業者の師匠確保が難しくなっているのが現状でございます。

ただ、我々も漁協も、このままではいけないという認識はあり、今後の研修制度の在り方としては、実際に独立して経験を積んだ、正にIターンの漁業者の中から師匠を確保することや漁法や漁具の統一的な指導、マニュアルの作成もやっついこうと思っております。県としては、これまでどおり普及員による研修生の指導、サポートとあわせて、研修制度に関する漁協の今後の取組に関しても支援していきたい

と思っております。

住宅管理については、御案内のとおり1年間しか——今は1年半まで延びたんですけど、住めないということなので、大分市の水産課を通じて、その点について要望を上げていきたいと思っております。

中島農林水産部長 今御説明したように、いろいろ課題はあると思いますけれども、本当に後継者をどう確保していくかと。Iターンにまで頼ろうというところでやっておるわけですけども、来た方は、ああ、来てよかったと、こんなにいいところであると発信していただいて、また、次の人が来てくれるということだと思えます。

今、委員長からおっしゃられたようなことが、反対に出ていってしまうと、何だ、そんなところに行きたくないなど、こうなったら何のためにやっているか分かりませんので、やっぱり足りないところはしっかりやりながら、いい情報を発信できるように取り組んでいきたいと思っております。

森委員長 現場では、小嶋委員から指導してくださる方の指導というか、その辺も親方をきちっと育てていくということも必要じゃないかというような話も出ていましたので、引き続き対応等をよろしく願いいたします。

よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①と②の報告についてお願いします。

森迫森との共生推進室長 大分県県民の森に係る指定管理者の更新に関しまして、御報告いたします。

資料の8ページをお願いします。

民間活力によるサービスの向上と経費の削減を目的とした指定管理者制度を導入した施設のうち、本年度末をもって更新時期を迎える1の更新施設については、3施設が対象となります。

今回の更新においても公募を原則とし、指定

期間については、原則どおり平成31年4月からの5年間を予定しております。

2の選定単位については、前回と同様に、より効率的、効果的な管理運営のため、青少年の森など3施設を県民の森として一体的に公募したいと考えています。

また、3の目標指標等にありますとおり、施設の設置目的が達成されているかどうかを測るための目標指標及び目標値を設定し、募集要領に明示することとしています。県民の森は無料開放施設もありますが、平成31年から35年までの目標指標としては、有料施設であるキャンプ場、自転車、レクチャールームの施設利用件数としたいと考えており、これまでの実績を踏まえ、最終年度目標値は4千件としております。

4の今後のスケジュールでございますが、7月上旬の第1回選定委員会において選定方針や審査基準を決定の上、7月10日から9月上旬までの約2か月間で公募を実施し、再度選定委員会に諮った上で、応募者の中から指定管理者候補を選定することとしております。

その後、第3回定例会において複数年契約を締結するための予算の裏付けとなる債務負担行為の設定について御審議いただきますとともに、第4回定例会では、最終的な指定管理者の指定について議案審議をお願いする予定としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、今度の23日及び24日の土日に県民の森平成森林公園において、花の香りに包まれ多くの方に人気のあるラベンダー観賞祭が開催されますので、委員の皆さまもぜひとも御参加いただきたいと考えております。

続きまして、資料の9ページをお願いします。有害鳥獣対策の取組について御報告します。

29年度の被害額は、1の棒グラフにありますように、前年度より3千万円減少し、昭和62年度以来30年振りに2億円を下回る1億9,500万円となりました。加害鳥獣別の被害額は、円グラフにありますようにイノシシによる被害は57%、シカによる被害が26%を占めています。また、捕獲頭数はその下の2の表に

ありますように、シカは4万1,100頭と過去最高の実績となっております。

次ページを御覧ください。3の振興局別の被害額です。集落環境対策をはじめとする取組を行った結果、全ての振興局で被害が減少しています。なお、豊肥局管内においてイノシシ被害が増加していますが、これは、昨年の台風第18号による防護柵の流出等によるものと考えております。

4の平成30年度の主な取組ですが、被害額は減少してきたものの、農山村地域においては、依然として深刻な問題として捉えており(1)の狩猟者確保対策では、狩猟免許申請・更新及び狩猟者登録に係る手数料の免除や銃の有害捕獲専従者の狩猟者登録の廃止、平成28年に設立した大分レディースハンタークラブの活動支援を行うこととしております。

(2)の予防・集落環境対策では、水稻等の被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、集中的・計画的に防護柵を設置するとともに、重点集落61か所全てで被害ゼロの達成を目指すこととしています。

(3)の捕獲対策では、シカの妊娠期にあたる猟期内の捕獲報償金上乗せを継続します。加えて、ジビエ利用促進のための報償金改定を11月から実施するとともに、日出生台演習場有害捕獲の春季実施の取組等、捕獲圧の強化を図ります。

(4)の獣肉利活用対策では、本年3月、国の進めるジビエモデル地区の指定を受けたことから、処理施設の整備や認証制度の活用による規格・品質表示等の統一、PR活動の強化や学校給食への普及等に取り組み、県産ジビエの安定供給体制の構築と消費拡大を図ることとしております。

これらの取組を力強く進めていくことで、さらなる被害軽減に努めてまいります。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから御意見等ありましたらどうぞ。

桑原委員 被害額が下がってきていますけれども、この要因は何ですかね。その認識を願

います。

森迫森との共生室長 さきほど説明をさせていただきましたが、10ページにあります30年度の取組として四つの対策を講じております。これら四つの対策をバランスよく取り組んできたこと。平成23年に対策本部を立ち上げて、8年になりますけれども、その間もこういった対策をバランスよく行ってきたことで、被害が軽減していったと考えております。

桑原委員 自然環境の変化で鳥獣が減ったということではないということでしょうか。

森迫森との共生室長 はい。随分前ですけれども、山にすんでいる鳥獣は、越冬できずに亡くなったということもあったんですが、最近はそれが、例えばシカで言うと里山に下りて来ているというようなことで、1年中食べ物があつて、なかなか自然の状態では減る個体数が減ったと言われておまして、頭数としては捕獲によって減ってきたと考えております。

桑原委員 すみません、もう一点ちょっと違うところなんですけれども、10年ぐらい前ですかね、結構全国で駆除犬を使った試みというのがあったと思うんですけれども、大分県はそういうものは検証とかはされていないんですかね。

森迫森との共生室長 犬を使った取組としては、今、明らかに成果があるだろうと言われてるのはモンキー犬、これは佐賀県の場合、追い払いで効果が表れますので、これは取り組んでいると思います。大分県では津久見市が具体的に利用しながら成果を上げている事例もありますけれども、イノシシとシカにとっては、なかなか犬だけの対策というのは、大分県では実例がありません。

森委員長 よろしいですか。ちょっと関連するんですけれども、この農業被害の金額というのは、どういうものを参考にこの数字が出てくるのか教えてください。

森迫森との共生室長 各市町村が被害額を算定しますけれども、算定の単価としては県で統一した単価をお示ししております。被害があつたかどうかの基準としては、農業共済の数字を参考にしたり、それから、各自治区からの情報で

すね。今年は被害があったよとか、なかったよとか、そういう聞き取り調査も踏まえて、それぞれ少しずつ市町村によって特徴がありますけれども、被害額を算定しております。

森委員長 実はこれを聞いたのが、多分農業共済だろうということは分かるんですけども、要するに農業被害額自体は減ってきているんですが、イノシシ被害に遭うから水稻の作付けをしないとか、そういった部分でそこを耕作しないということで、全体的に被害額も必然的に減ってくると思いますか、作っていた農地をもう作らなくなる。その分は、農業共済の被害としては出ませんので、そういった影響があるんじゃないかなと私は思っているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

森迫森との共生室長 現在の被害額の中には、鳥獣被害があるために耕作放棄をしたというのは把握できておりません。被害の中には家庭菜園だとか、そういうのも上がってきていますけれども、産出額としてはじくのは計算できるものを算定しているところであります。

森委員長 はい、結構です。

元吉委員 狩猟者確保対策をいろいろやっているんですけど、実際にこの取組をやり出してから、新規の狩猟者の増えた率というのはどういう状況にあるか、ちょっと教えてください。

森迫森との共生室長 昨年、初めて423名と400名を超す新規の取得者が現れていまして、全体の狩猟者も少しずつ減ってきたんですが、ここ2、3年は微増でありますけれども、増えている状況であります。

元吉委員 これはまた変な話なんですけど、日出生台演習場の中には相当シカとかイノシシもおおと思うんですけどね。できないでしょうけど、自衛隊で駆除をすとかいう方向性とかお願いとかいうのはできないかなと思うんですけど。ここの演習場だけじゃなくて、全国にありますよね。

特に陸上自衛隊の人は、空銃砲は撃つんですけど、やっぱり実射訓練にもなるし、そういうことがもちろん体力面の強化にもなるので、演習場の中という前提で、もちろん狩猟免許を取

らなくちゃいけませんけど、そういうお願いとか要望とかはできないのかなと思ひまして。

森迫森との共生室長 我々もそういう気持ちも一部ありまして、何度か自衛隊にお話をしてみたんですが、やっぱり目的が違うのでそれは使えないんだと。

全国の例で言いますと、富士の裾野で自衛隊が追い込む——撃ちはしないんですけども、追い込む加勢をお手伝いしたことがあるということで、具体的に発砲等は全国でも例がないと聞いております。

森委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、③と④の報告をお願いします。

小関新規就業・経営体支援課長 資料の11ページをお願いします。平成29年度の新規就業者の状況について御報告いたします。

(1)の表の太字で示していますとおり、新規就業者は農業が237名、林業が94名、水産業が71名と合計402名となり、平成17年度におおいた農山漁村活性化戦略2005を策定して以来、初の400人超えとなりました。また、農業、林業、水産業の各部門でも最多となっております。

表の一番下、平成25年度から29年度の5年間の合計につきましても、いずれも目標を達成したところでございます。

これは、農・林・水それぞれで研修生の受け皿となる就農学校、林業アカデミー、漁業学校などの研修制度の整備が進んだことによるものと考えています。特に、農業では(2)の表の一番下にあるとおり、自営就農者が最多の158人となり、そのうち親元就農など農家子弟の就農者が前年対比24%増の87人となっています。これは研修制度の充実に加え、県独自の親元就農給付金などの支援が実を結んだことによるものと考えています。

今後とも、農林水産業への新規就業を促進し、新たな担い手確保・育成に力を入れていきます。
太郎良地域農業振興課長 資料の12ページを

お願いします。漁業調査船「豊洋」の代船建造について御報告いたします。

まず、1 漁業調査船の役割ですが、農林水産研究指導センター水産研究部が保有し、赤潮調査や海水温・塩分などの海洋調査・魚群量調査とあわせて、卵や稚魚などの水産資源量・生態調査などを定期的実施しております。調査データを分析し、迅速に養殖業者や漁家に情報提供することにより、養殖における赤潮被害の軽減や海況・魚群情報を活用した効率的な操業や重要魚種の効果的な資源管理が可能になるなど、本県の水産業振興に大きな役割を果たしております。

次に、2 現行船と代船の比較ですが、現行の「豊洋」は、平成11年度の建造から19年が経過し、船体や機関、調査機器が老朽化しており維持・管理費用が増加していることから、本年度より2か年をかけて代船を建造するものでございます。

現行の「豊洋」と代船「豊洋」の比較につきましては、材質は現行と同じくFRPとし、エンジン出力は低くなりますが、船体の小型化による同等以上の速力維持と、2基エンジンによる安定的な船位保持ができるようにしております。調査研究面においても、デッキのクレーン増設やドローンの発着スペースを確保するなど、レベルアップを行います。

また、乗船定員を現在の10名から12名に増員し、今後、大学や民間との共同研究の拡大に対応できるようにしております。

3 平成30年度当初予算額は、3億3,712万7千円で御承認いただいているところですが、次の4建造スケジュールにありますとおり、入札執行を7月下旬に行い、仮契約を締結した後、次回の定例会において契約の御承認をいただければ、本契約を10月上旬に締結する予定にしております。その後建造工事に着手し、平成31年の7月の竣工を目指しております。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

小嶋委員 質問ではないんですけど、さきほど新規就業者の状況について、御説明を小関新規

就業・経営体支援課長からいただきましたが、その際におっしゃっておられた、例えば(1)の新規就業者の推移のところで、研修制度を充実されたからということがありました。確かにそうだと思います。

それで、研修制度充実の中身について、さきほど口頭で言われたんですけど、何か書き物にして後でいただけるとありがたいなと思います。

あともう一つ、自営・雇用の推移のところで、やっぱり農家子弟で今年は87人ということで前回に比べて増えた、この支援制度がありますが、支援制度の名称というか、中身というか、そういうものについて、また、これは書き物でいただけるとありがたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

小関新規就業・経営体支援課長 研修施設というのは、県内一円のマップにしております。

また、各種給付金の一覧表のリストというのもございまして、中身を書いたリスト、それも後でお持ちしたいと思っております。

小嶋委員 お願いいたします。

森委員長 それでは委員全員にお願いします。
(「分かりました」という者あり)

桑原委員 新規就業者の数字のところで、農家の子弟ではない方とかで、例えば、今まで農業をやっていた方のハウスとか整備がもう整っているところを譲り受けてというようなパターンも結構あるんですかね。

小関新規就業・経営体支援課長 そういったケースもございまして、補助事業等を活用して新たにハウスを建てて、そこに入るというケースもございまして。

私どもとしては、なるべくお金をかけずに農業を始めていただきたいという思いもありますので、そういった遊休ハウスがあれば、なるべくそちらを利用して農業を始める。初期投資を少なくしたような形でというのは、現場共々指導している状況でございます。

桑原委員 商工では事業継承とかで結構力を入れていて、60歳以上の方で後継者はいるのかとか、アンケートをとったり、そういうリストを作ろうとしています。例えば、まだまだ使え

る設備があるけれども、もう止めてしまうような方がいたら、やりたい人にそういう情報を提供すればするほどハードルが下がると思うので、そういうのも検討していただければと思います。

小関新規就業・経営体支援課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。特に畜産等におきましては、やっぱり畜舎等の経費がかなりかかりますから、そういった案件があれば、今後の事業継承等は進めていきたいと考えております。

森委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 それでは、ほかに御質疑等もないので、⑤の報告をお願いします。

安藤農林水産企画課長 資料の13ページをお願いいたします。

平成29年度へ繰り越した28年度予算の再度繰越（事故繰越し）について御報告いたします。

農林水産部関係では、平成28年度に国の補正予算を受け入れた事業などのうち6事業、7億4,367万8千円について地方自治法に定める再度繰越を行っております。

まず、事業名欄の上から三つ目、活力あふれる園芸産地整備事業費については、竹田市荻町でトマトのリース団地の整備を行っていましたが、用地の選定に関して地元との協議に時間を要したことなどによるものでございます。本年3月に入札が完了しており、11月末の施設完成に向け工事を進めております。

次に、その下の酪農振興総合対策事業費については、日田市において国の畜産クラスター事業を活用し、堆肥舎の新築工事を行ってりましたが、昨年の九州北部豪雨や台風第18号の影響を受け、資材と技術者の確保が困難となったことによるものでございます。なお、本堆肥舎については、5月1日に竣工しております。

その下の農業水利施設保全合理化事業費など、農業農村整備事業関連の3事業についてです。農業水利施設の改修等を行ってりましたが、昨年の台風第18号により被災した工事箇所の復旧を優先したことや、水路整備における路線選定において地権者との協議に時間を要したこ

となどによるものです。現在、いずれの箇所も工事に着手しています。

最後に、災害関連緊急治山事業費についてです。これは平成28年6月に発生した梅雨前線豪雨により、九重町長井野地区において山腹斜面が崩落したことから、本事業により復旧整備を図ってりましたが、山腹斜面上部に不安定な転石があり、追加の固定工事が必要となったことから平成30年度に再度繰越をしたものでございます。本箇所については6月13日に完了したところです。

これら再度の繰越しを行った工事については、進捗管理を徹底し、早期完成を図ってまいります。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんから御意見がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 よろしいですか。それでは私から。

今回、一般質問の中でも昨年の災害からの復旧、これがやっぱり農林水産部として、今年しっかり取り組んでいかなければならないし、特に耶馬溪の災害においては、これから復旧等に向けての取組がなされると思います。

農災に関してですけれども、一般質問の中でも災害が起こっているけれども、それを受注する業者さんの不足等で、なかなか現場での工事が進んでいないということもあるんですけれども、現在、把握している範囲で結構なんですけれども、いわゆる契約の状況、また、作付け可能な農地の率等、作付けができない農地でもいいんですけれども、現在の状況について把握をしている範囲で教えていただきたいと思います。

堤農村基盤整備課長 農地農業用施設、県下で2,269か所被災しております。

このうち、用水の確保を優先して発注いたしました。5月末現在で1,273か所、約6割の工事に着手しているところでございます。

また、市町と連携して、仮畦畔などの営農対策により、被災農地の約8割が作付け可能な状況となっています。

また、今後、公共施設部門も含めた行政と、それから、建設業協会との意見交換などで情報共有をしながら、受注環境の整備に取り組んでいるところで、9月までに全ての箇所での復旧工事に着手する予定と聞いております。

森委員長 引き続きよろしくお願いいたします。

既に6月ということで4月からもう3か月が過ぎようとしております。30年度予算の執行において、昨日の土居委員からの豊後牛のブランド戦略等について一般質問がございましたけれども、大胆に、かつスピード感をもったプロモーション活動を含め、今後の取組をスピード感を持ってお願いしたいと思っております。

それでは、特に委員の皆さまからならないようにしますので、以上で農林水産部関係の審査を終わります。執行部及び委員外議員の皆さんは大変お疲れさまでした。

本日は、この後意見交換会もごございますので、よろしくお願いいたします。委員の皆さまは、この後協議を行いますので、このままお待ちください。

〔執行部、委員外議員退室〕

森委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議ありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県外所管事務調査についてですが、まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

森委員長 以上、事務局に説明させましたが、御質疑等はございませんか。

〔委員協議〕

森委員長 それでは、この案で決定いたします。

細部については、委員長に御一任願います。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 今後チケットの予約を行いますので、各委員におかれては行程の確認をよろしくお願いいたします。

なお、変更等がありましたら、随時事務局までお知らせください。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。